

市民意見募集手続結果の概要

1	意見募集期間	令和4年1月26日（水曜日）～2月25日（金曜日）	
2	意見提出者数	2名	
3	意見件数	5件	
4	意見内容		
	意見等の概要	市の考え方	(案)の修正
	<p>1 法律の改正について</p> <p>空き家を有効に活用したり、維持管理していくことに限界がある。また、空き家を壊すためには、解体費用がかかり、固定資産税が上がること（住宅用地特例の解除）も懸念材料であるため、法改正を国に働き掛けるべきではないか。</p>	<p>第5章 空家等対策の具体的な施策(P25、P26)において、所有者等による適正管理の徹底や意識啓発に関するものとして、関連法規の見直しや改正等の動向を注視していくことを記載しています。</p> <p>また、関連項目として、同章(P37、P38)において、固定資産税等の特例（住宅用地特例の解除）、国の施策である「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」や「長期譲渡所得の100万円控除」の仕組みを示し、譲渡経費（解体費用含む）の負担を軽減する取り組みを記載しています。</p> <p>ご意見につきましては、空家等の発生要因や管理不全な空家等の解消に関わる事項として、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
	<p>2 空家等の指導について</p> <p>特定空家等の対象になり得る案件については認定するとともに、条例に基づく厳しい指導をお願いしたい（勧告・命令）。</p>	<p>第5章 空家等対策の具体的な施策(P27、P32～P36)において、予防対策（空き家の早期発見、継続指導）や管理不全な空家等の解消（特定空家等の措置）について示しており、実施方針や抱える課題等に応じて指導内容を展開してまいります。</p> <p>ご意見につきましては、指導方針に関する事項として、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

	<p>3 税制上の措置範囲の拡大について 固定資産税等の特例（住宅用地特例の解除）の範囲を拡大すべきではないか。</p>	<p>第5章 空家等対策の具体的な施策（P37）において、法に基づく勧告の対象となった場合に、固定資産税等の特例（住宅用地特例の解除）が適用されることを示しています。</p> <p>勧告については、個人の財産に対する公権力の行使を伴うため、行田市空家等対策協議会の審議を経る等の慎重な判断を行う必要があります。</p> <p>ご意見につきましては、空家等対策のみに留まらない課題であり、空家等の将来推移や動向等を把握する中で、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	なし
	<p>4 空家等対策の事業実施体制について 空き家等の利活用については、幅広い関係者（行政、地域住民、専門家等）・関係施策間の連携が必要である。その結果、「空き家等バンク」等の取り組みに反映されることで、所有者が満足する提案に繋がるものとする。</p>	<p>第4章 空家等対策に関する体制等（全般）及び第5章 空家等対策の具体的な施策（P28～P31）において、関係専門団体等との連携や行田市空き家等バンク制度等の活用を位置づけております。</p> <p>また、ご指摘のとおり、本制度をはじめとする関係施策との連携を図ることは、所有者が利活用を検討する上で有用な取り組みであると認識しております。</p> <p>ご意見につきましては、事業実施体制に関する事項として、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	なし
	<p>5 老朽空き家以外の課題について</p> <p>① JR行田駅前（菅理山地区）開発 商店がなく、空き地の用途が駐車場ばかりになっている。</p> <p>② 行田市街地（128号線沿線・新町地区）の空洞化 観光等と連動しているが、空き家等が増加している。</p>	<p>第3章 空家等対策の基本的な方針（P17）及び第5章 空家等対策の具体的な施策（全般）において、空家等対策を推進していく重点対象区域の設定や、空家等の発生抑制、利活用の推進、管理不全な空家等の解消に関する取り組みを記載しております。</p> <p>ご意見につきましては、空家等対策のみに留まらない課題であり、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	なし